令和２年９月７日改正

南風原町総合保健福祉防災センター（ちむぐくる館）利用時の新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

１．目的

このガイドラインは、新型コロナウイルス感染症を踏まえたちむぐくる館の利用に関して、利用者及び事業関係者一人一人が対策を行うことを促し、感染拡大予防を図ることを目的とする。

２．対象

一般利用者が施設（健康増進室、ホール、会議室等）を利用して行う会議、講演会、運動等

３．感染防止のための基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症対策として、施設利用者及び事業関係者は、感染防止の３つの基本である①身体的距離の確保②マスクの着用③手洗いに加え、「３密（密閉・密集・密接)」を可能な限り回避することに努める。

４．施設利用が出来ない方

① 発熱（微熱）や咳など風邪症状がある方。
② 過去１４日間以内に発熱や風邪症状が認められた方。
③ 過去１４日間以内に感染拡大している地域や国への訪問歴がある方。
④ 当ガイドラインを遵守出来ない方。

５．来館者共通の感染拡大予防対策

① 必ずマスクを着用する。
② 来館前に自宅で体温を測定する。
③ 入館時に手指のアルコール消毒を実施する。
④ 利用者同士の間隔は２ｍ程度離れること。

６．講演会、会議等における感染拡大予防対策（会場準備・運営）

① 参加者へは事前に、来館前に体温測定しマスク着用の上参加するよう周知し、体調不良の場合は参加を控えるよう促す。
② 参加者及び主催者の氏名及び電話番号を把握し、名簿を作成する。
③ 参加者がいつでも手指アルコール消毒が出来るよう、消毒液を配置する。
④ 会場設営に当たっては、対面する講師との距離が２ｍ以上、互いの参加者との距離が１ｍ以上及び対面しないよう席を配置する。
⑤ 参加者同士の会話を極力控える。
⑥ 定期的に換気を行う。可能であれば常に窓・ドアを開放する。(冷房使用時含む)
⑦ 会場においても可能な限り参加者の体温を測定する。
⑧ 飲み物については、利用者毎のコップを用意し、利用者同士のコップが共有されないよう対策を講じる。

⑨ 施設使用後は参加者の手の触れる物品・部位（椅子・机・手すり・ドアノブ等）をアルコールや次亜塩素酸水等で清拭消毒を実施する。

７．健康増進室における感染拡大予防対策

① 健康づくり班において利用者の住所・氏名・電話番号を把握し、名簿を作成する。
② 在室する人数は定員の半分（15 名）を超えないよう入室制限を行う。
③ 利用時間は 2 時間までとする。
④ 利用者がいつでも手指アルコール消毒が出来るよう、消毒液を配置する。
⑤ 器具の間は１m以上空け、器具以外の利用者の間隔は２m程度離れて運動する。
⑥ 器具利用後はアルコールや次亜塩素酸水等で清拭消毒を行う。
⑦ 会話は極力控える。
⑧ 常に窓・ドアを開放する。（冷房使用時含む）

８．適用期間

令和 2 年 6 月 1 日から当面の期間とする。

※県内・町内での新型コロナウイルス感染の広がりや、新型コロナウイルスに関する国の指針等を踏まえ、適宜本ガイドラインの見直しを行うものとする。

９．行動ポリシーの周知

本ガイドラインをホームページ掲載や施設内掲示等をすることで、利用者への周知を行う。

１０．利用定員及び利用時間

以上を踏まえ、当面の期間は定員を通常の１／２以下とし、利用時間を２時間までとします。（以下表を参照）

部屋	定員(1/2)	利用時間
ホール	100 人	2 時間をめどとする。 （但し、2 時間を超える場合は定期的に換気、消毒を行う。）
第 1 会議室	10 人	
第 2 会議室	10 人	
第 1･2 会議室	20 人	
第 3 会議室	10 人	
母子室	20 人	
健康増進室	15 人	最長 2 時間までとする

１１．その他

上記の他に関する事項は、「新型コロナウイルス感染症に係る沖縄県主催イベント等実施ガイドライン」（令和2年7月24日付沖縄県改定）に準じて対応することとする。